

認可日 令和6年10月11日

伊吹山ドライブウェイ供用約款

(約款の効力)

第1条

当社の経営にかかる次の一般自動車道（以下「自動車道」という。）の供用に関してする契約は、特約のある場合を除き、この約款によるものとする。ただし、この約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によるものとする。

(1) 伊吹山ドライブウェイ

起点 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原寺谷 1586 番地

終点 滋賀県米原市大久保字野田山 1632 番地

(供用期間等)

第2条

自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という。）及び、自動車道を使用できる時間（以下「供用時間」という。）は、次の通りとする。但し、供用期間については、始業日並びに終業日を変更することがあり、供用時間については、始業時並びに終業時を変更することがある。なお、供用期間、供用時間を変更する場合は、事前に当自動車道ホームページ上でその内容を公表することとする。

(1) 供用期間

4月第三土曜日から11月最終日曜日までとする。

(2) 供用時間

(a) 4月、5月、6月及び9月の各月並びに7月1日から7月第三土曜日の前日の間は、午前8時から午後8時までとする。

(b) 7月第三土曜日から7月31日の間及び8月は、午前3時から午後9時までとする。

(c) 10月、11月および(1)の供用期間と変更した始業日、終業日との間の期間（延長期間）は、午前8時から午後7時までとする。

(使用料金)

第3条

自動車道の使用料金は供用の日において国土交通大臣の許可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第4条

使用券の種類は次の通りとする。

- (1) 普通使用券
- (2) 前売使用券
- (3) 回数使用券

(使用料金の収受等)

第5条

自動車道を通行する自動車の運転者及びその同乗者（以下「使用者」という。）は、所定の料金徴収所において、使用料金を支払うとともに普通使用券を受け取り、又は前売り使用券若しくは回数使用券を提示して所定の手続きを受けなければならない。

2. 回数使用券については、券片を切り離して使用してはならない。

(使用券の所持等)

第6条

使用者は前条第1項の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間、同項の使用券を所持し当社の係員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。ただし、当社の係員が使用券を回収した場合はこの限りでない。

2. 当社は使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失したことが明らかな場合を除き、使用区間に対する使用料金を収受する。

(自動車道の不正使用)

第7条

当社は自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払戻し等)

第8条

当社は未使用で有効期間内の使用券（次項の証票を含む。以下同じ。）について払戻しの請求があった場合は、普通使用券と前売使用券は、当該使用券に表示された金額からその10%の手数料を差引いた残額を払戻す。回数使用券は、使用済使用券片数に普通使用料金を乗じた額を、表紙記載の販売金額より控除した金額(表紙記載の販売金額－使用済使用券片数×普通使用券の使用料金)から更にその10%の手数料を差引いた残額を払戻す。ただし、未使用券片数の関係上、払い戻しできない場合がある。尚、この場合10円未満の

端数は切り捨てる。

2. 当社は天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、使用券の種類を問わず、第 5 条第 1 項に記載の所定の手続きを受けたものについては、かかる使用券に代わり後日自動車道の使用ができる証票を交付する。
3. 当社は前項の理由により自動車道の供用ができない期間が 1 日を越えた場合は、回数使用券の有効期間をその越えた日数だけ延長する。
4. 前 2 項の規定は自動車道の供用ができなくなったことにつき責任のある使用者に対しては適用しない。
5. 当社は使用者が第 2 項以外の理由により自動車道からの退去を求められた場合は、使用料金の払戻しをしない。

(係員の指示)

第 9 条

使用者は当社の係員が自動車道の安全の維持又は交通整理のためにする職務上の指示に従わなければならない。

(供用の拒絶)

第 10 条

当社は次の場合自動車道の供用を拒絶する。

- (1) 自動車道の使用が法令又は保安上の供用制限の規定に違反する場合
 - (2) 自動車道の使用が供用時間外となる場合
 - (3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障を及ぼすおそれがある場合
 - (4) 自動車道の使用が公の秩序又は善良の風俗に反する場合
 - (5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合
 - (6) 国又は地方自治体若しくはこれに準ずる団体の主宰する特別な各種催物の場として使用するため一時閉鎖する場合
2. 当社は使用者が前条若しくは第 13 条の規定に違反した場合又は自動車道の使用が前項第 1 号から第 4 号及び第 6 号のいずれかに該当することとなった場合若しくは前条第 5 号の事態が発生した場合は使用者に自動車道からの退去を求めることができる。

(当社の責任)

第 11 条

当社は自動車道の管理に瑕疵があったためその使用により使用者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合は次の各号のいずれかに該当する場合を除いてこれを賠償する。

- (1) 使用者の故意又は過失
- (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触又は衝突

(3) 盗難その他第三者による損害

(4) 天災地変その他の不可抗力

2. 前項の場合において当社の責任は、使用者が自動車道に進入したときに始まり、自動車道から退出したときに終る。
3. 本条第1項及び前項の場合において当社の責任は、使用者が第5条第1項に記載の所定の手続きを受けている場合に限る。

(使用者の責任)

第12条

自動車道又はこれに付属する設備を故意又は過失により毀損した使用者はこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第13条

使用者は当社の許可を得ずに自動車道（駐車場等当社が所有する所有地を含む。）において物品の販売又は頒布、宣伝その他これに類する行為をしてはならない。